

次期さがみはら都市経営指針・ 実行計画 策定方針

平成30年7月

相模原市

目 次

1	策定の背景	- 1 -
2	策定に当たっての基本姿勢	- 1 -
3	計画・実行計画の枠組み	- 3 -
4	策定プロセス	- 4 -
5	進行管理	- 5 -
6	策定スケジュール	- 5 -

1 策定の背景

本市は、平成7年度に「相模原市行政改革大綱」を策定して以来、事務事業の見直しや人員削減・組織合理化による歳出節減、民間活力の活用による行政サービスの質の向上、市税等収納率の向上やネーミングライツの導入等による歳入確保などの行財政改革に継続的に取り組んでおり、平成28年度には「第2次さがみはら都市経営指針」及び「実行計画」を策定し、更なる行財政改革を進め、都市経営を推進している。

この間、わが国においては、高齢化の急速な進行等による社会保障費の増大や地方分権改革の推進、人口減少に対する地方創生の取組など、社会経済情勢に大きな変化が生じている。

本市においては、圏央道の開通や相模総合補給廠の一部返還の実現、橋本駅周辺へのリニア中央新幹線神奈川県駅設置の決定など、更なる飛躍を遂げるための環境が整った一方で、近年は経常収支比率が高い傾向が続いており、財政の硬直化が顕著となっている。

また、今後を見通すと、少子高齢化の進行や本格的な人口減少を迎える中で、市税収入の大幅な増加が期待できない一方、更なる義務的経費の増加や老朽化する公共施設の改修・更新への対応が必要になるなど多くの課題に直面しており、引き続き厳しい財政状況が続くと想定される。

こうした状況を踏まえ、引き続き総合計画の施策の着実な推進を図りつつ、真に必要な財政需要の増加に対応するため、本市が持つ資源や公民連携による民間活力を最大限に活用した更なる行財政改革と財政基盤の強化を進め、行政サービスの質の向上を図りながら、人や企業に選ばれるための持続可能な都市経営を推進する指針となる「次期さがみはら都市経営指針」と具体的な取組を掲げる「実行計画」を策定する。

【参考】本市の行財政改革等の取組経過

名	称	期 間
相模原市行政改革大綱		H 8 年度～H 1 0 年度
新相模原市行政改革大綱	実施計画	H 1 1 年度～H 1 3 年度
	第二次実施計画 ～さがみの風～	H 1 4 年度～H 1 6 年度
さがみはら都市経営ビジョン	アクションプラン	H 1 7 年度～H 2 1 年度
	アクションプラン(改定)	H 2 2 年度～H 2 4 年度
さがみはら都市経営指針	実行計画	H 2 5 年度～H 2 8 年度
第2次さがみはら都市経営指針	実行計画	H 2 9 年度～H 3 1 年度

2 策定に当たっての基本姿勢

次期都市経営指針の策定に当たっては、本市の次期総合計画、社会経済情勢の変化や財政状況等を踏まえ、次の基本姿勢で策定に取り組む。

また、指針の体系そのものの見直しや類似する評価、進行管理等の効率化なども含めて検討する。

(1) 公民連携の推進

多様化・高度化する行政需要や政策課題に的確に対応していくため、新たな発想による公民連携による民間活力の活用を積極的に推進し、市民満足度の高い行政サービスの提供につながる指針づくりに努める。

(2) 効果的な財政運営

財政需要が増大する中においても将来世代に過度な負担を強いることがないよう、自主財源の確保を図りつつ、財政基盤を強化するため、本市が持つ資源を最大限に活用した一層の歳入確保や徹底した歳出削減など、効果的で持続可能な財政運営につながる指針づくりに努める。

(3) 効果的な行政運営

市民から信頼される市政運営を進め、組織の最適化を図るため、IoTやAIなどの新しい技術の積極的な活用による行政サービスの利便性の向上や職員の資質・能力の向上などの効果的な行政運営につながる指針づくりに努める。

(4) 行政サービスの適正化

より必要性の高い施策や事業へ財源を割り振るなどにより効率的で持続可能な行政サービスの提供を図るため、市民ニーズを的確に捉えたメリハリのある行政サービスや公共施設マネジメントの計画的な推進などにより、行政サービスの適正化を図り、持続可能な都市経営につながる指針づくりに努める。

3 指針・実行計画の枠組み

(1) 指針・実行計画の構成

次期都市経営指針・実行計画は、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、現指針・実行計画と同様、取組の方向性を定める「指針」と具体的な取組を掲げる「実行計画」による構成とする。

(2) 指針・実行計画の基本的構成及び期間

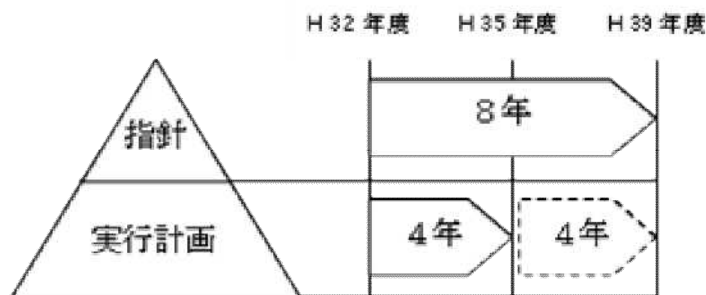
【指針】

更なる行財政改革を進め、都市経営を推進するための取組の方向性を定める。
計画期間は、平成32年度から平成39年度までの8年間とする。

【実行計画】

指針の取組の方向性を計画的に推進するための具体的な取組を定める。
計画期間は、平成32年度から平成35年度までの4年間とする。
取組の実施に当たっては、適切な進行管理を行い、必要に応じて取組を見直すこととて、取組の着実な推進と適時性の確保を図る。

指針・実行計画の構成と期間



4 策定プロセス

指針の策定に当たっては、広範な視点から検討を行うため、相模原市経営評価委員会に諮問し、実行計画とともに、市民や学識経験者等の意見を幅広く伺いながら進める。

また、庁内に設置する都市経営推進本部等において検討を進める。

(1) 経営評価委員会

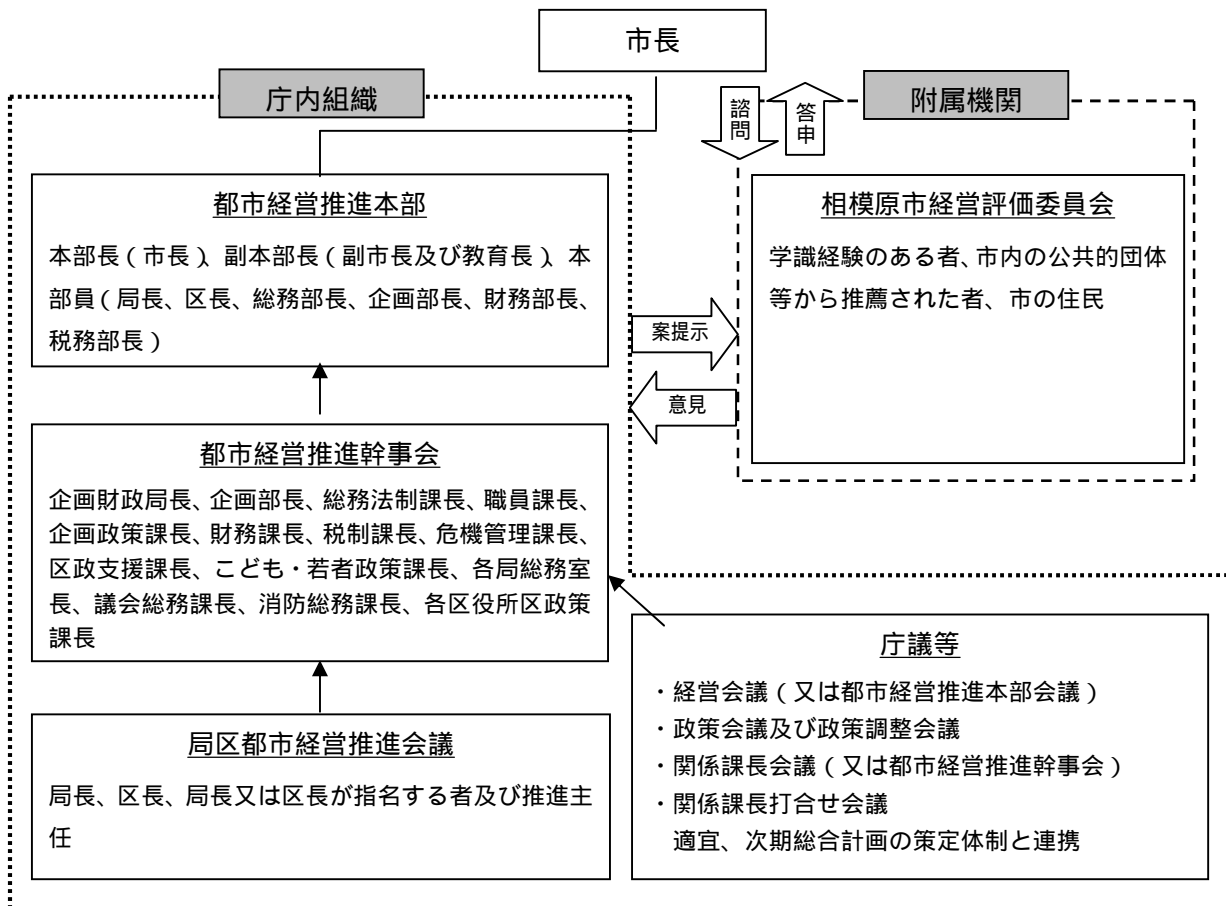
指針については、学識経験者、市の公共的団体等からの推薦者、市民の10人以内で構成する経営評価委員会に諮問を行い、検討を進める。

また、実行計画については、同委員会の意見を伺いながら検討を進める。

(2) 庁内検討組織

既に設置している、局区都市経営推進会議、都市経営推進幹事会及び都市経営推進本部等により、全庁的な体制の下で広範な検討を行う。

【策定体制】



5 進行管理

現指針・実行計画と同様、分かりやすい目標や成果指標を設定に努めとともに、庁内組織や経営評価委員会による進行管理を行う。

(1) 指標

取組内容に応じた客観的かつ公平な評価ができるような成果指標の設定に努め、成果を測定する適切な指標が見当たらない又は外的な要因の影響を受けやすいなどの理由により、成果指標の設定が困難な取組については、取組内容の結果を表す活動指標の設定に努める。

(2) 進行管理

実行計画の取組の着実な推進と適時性の確保を図るため、庁内組織で一次評価を行うとともに、取組が遅れている項目については、経営評価委員会において二次評価を実施し、その結果を踏まえて改善に取り組むことで、適切なPDCAサイクルを実施する。

また、取組結果を市民に公表することで、市政運営の透明化を図る。

6 策定スケジュール

(1) 平成30年度

庁内検討、経営評価委員会へ指針を諮問

(2) 平成31年度

庁内検討、経営評価委員会から指針の答申

パブリックコメントの実施

指針・実行計画の策定